

(学生の皆様へ)

**【重要】群馬県における「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の施行を
踏まえた本学の対応について**

令和2年5月18日

5月14日付けで緊急事態宣言が解除されたことに伴い、群馬県の緊急事態措置は終了しましたが、群馬県は「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を施行し、5月16日に事業者等に対する要請が開始されました。このガイドラインでは、「警戒度」を2週間単位で見直していくとされていますが、現在の状況は「警戒度3」とされ、大学については休業要請が継続されているため、今後の本学の対応について次のとおりとします。

1 授業については、引き続き遠隔（オンライン）により実施します（前期については、原則として全て遠隔によることとしています）。

2 学生の学内への入構は、引き続き原則として禁止します。あわせて図書館の休館も継続します。

ただし、次のような場合には、相談のための入構を認める場合がありますので、お問い合わせください。

- 通信環境について joho@gchs.ac.jp
- カウンセラーへの相談 yoyaku@gchs.ac.jp
- その他個別に相談したいこと 027-235-1211

なお、「警戒度2」に移行する際は、一部施設の利用再開を検討します。

3 PCを持っていないなど、遠隔授業の受講に大きな支障がある学生に対して、PCを貸与することになりました。台数に限りがあるため、全ての学生の皆さんの希望に添うことはできませんが、準備が整い次第、ホームページでお知らせします。

【参考】社会経済活動再開に向けたガイドライン（群馬県）

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html

今後の状況変化による本学の対応については、随時、情報をホームページで発信していくこととしております。よろしくお願ひいたします。